

# 博多バイパス(下臼井～空港口)について 都市計画事業承認が告示されました

国道3号博多バイパス(下臼井～空港口)は、立体化整備により多車線道路における輻輳する交通を適切に機能分担することで、交通環境(渋滞)の改善を目的とする道路です。

国道3号博多バイパス(下臼井～空港口)の延長1.6 kmについて、令和5年11月7日に都市計画事業承認が告示されました。

《都市計画事業の種類及び名称》

福岡広域都市計画道路事業 3・2・1-11号別府香椎線



# 都市計画事業承認とは？

- 都市計画事業承認とは、都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、円滑かつ着実な事業実施を図るために、施行者が国土交通大臣からの承認を受け、事業を施行する手続きです。
- 都市計画法第59条に基づき、都市計画で定められた道路（都市施設）について、国土交通大臣が事業を施行することの承認を、このたび受けたものです。
- 都市計画事業承認の告示後は、以下に示す都市計画法に基づく法的効果が生じます。

## （１）建築等の制限（６５条）

事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行う場合は、福岡市長の許可が必要となります。

## （２）土地建物等の先買い（６７条）

施行者公告以降(公告日の翌日から起算して10日を経過した後)は、事業地内において土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届けて頂く必要があります、届出後30日以内は売買が行えない等の制限がございます。

## （３）土地の買取請求（６８条）

事業地内の土地で収用の手続きが保留されている土地の所有者は、施行者に対しその土地を時価で買い取るよう請求できます。なお、買い取る土地価格は所有者と施行者とが協議して定めることとされています。